

「トライアル雇用奨励金」が 大きく変わります！

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則3か月間の試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

平成26年3月1日から、さらなる早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、次のとおり内容を大幅に拡充します。

主な変更内容

現行

ハローワークの紹介に限り支給対象。

ハローワークの 紹介要件の見直し

一定の要件を満たした民間の職業紹介事業者や大学等の紹介による場合も支給対象（※）とします。

※このために必要な同意制度の手続きは、各都道府県労働局において受付を行います。

現行

対象者は主にニート・フリーターや母子家庭の母等。

対象者の拡大

現行の対象者に加え、学卒未就職者や育児等でキャリアブランクのある方も対象とします。

詳細は、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク